

寄附金控除について

むつみ福祉会は、個人からの寄附金が税制上優遇措置される税額控除対象法人です。むつみ福祉会への寄附金は、寄附金控除(税制上の優遇)が受けられます。

●所得税

平成 23 年度の税制改正により、寄附者は「所得控除」に加えて「税額控除」を選択できるようになりました。但し、どちらが有利になるかは個人の所得額及び寄附金額によって異なりますので、詳細は、お近くの税務署にお問い合わせください。

(1) 税額控除額の計算※1

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として、所得税から控除されます。

$$(\text{寄附金合計額}※2 - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{控除額}※3$$

※1 令和 2 年 12 月 1 日以降の寄附金が税額控除の対象となります。

※2 年間所得金額の 40%が限度となります。

※3 控除額は、所得税額の 25%が限度となります。

(2) 所得控除額の計算

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得税から控除されます。

$$(\text{寄附金合計額}※4 - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率}※5 = \text{控除額}$$

※4 年間所得金額の 40%が限度となります。

※5 所得税率は年間の所得金額によって異なります。

所得税率は、[国税庁ホームページ \(No.2260 所得税の税率\)](#)にてご確認ください。

【Shift】キーを押しながら、URL をクリックすると新しいウィンドウが開きます。

(3) 手続き

寄附金控除を受けるためには、確定申告が必要です。むつみ福祉会が発行する領収書を添付して税務署に申告してください。また、税額控除を選択される場合は、「税額控除に係る証明書」の添付も必要になります。

「税額控除に係る証明書」は、下ページに添付しておりますので、ご利用ください。

勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

※確定申告については、[国税庁ホームページ \(確定申告特集\)](#)をご覧ください。

【Shift】キーを押しながら、URL をクリックすると新しいウィンドウが開きます。

●住民税

愛知県にお住まいの方は県民税についても条例指定寄附金として税額控除が受けられます。

名古屋市にお住まいの方は市民税についても税額控除の対象となります。名古屋市以外にお住まいの方はお住まいの市区町村により異なります。詳しくは、お住まいの区市町村の税務担当課にお問い合わせください。

所得税の確定申告の際に、住民税の寄附金控除も合わせて申告できます。

※県市民税は令和2年1月1日以降の寄附金が税額控除の対象となります。

控除額は[愛知県のホームページ](#)よりご確認ください。

【Shift】キーを押しながら、URL をクリックすると新しいウィンドウが開きます。

○問い合わせ先

社会福祉法人むつみ福祉会 法人本部事務局

住所 〒460-0025 愛知県名古屋市中区古渡町9番18号

電話 052-253-8930



税額控除に係る証明書

2 指令健監第 47 号

名古屋市中区古渡町 9 番 18 号
社会福祉法人むつみ福社会
理事長 富田 偉津男 様

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は下記のとおりです。

令和 2 年 12 月 1 日

名古屋市長 河村 たかし



記

(有効期間)

令和 2 年 12 月 1 日 から 令和 7 年 11 月 30 日 まで

(名古屋市健康福祉局監査課)